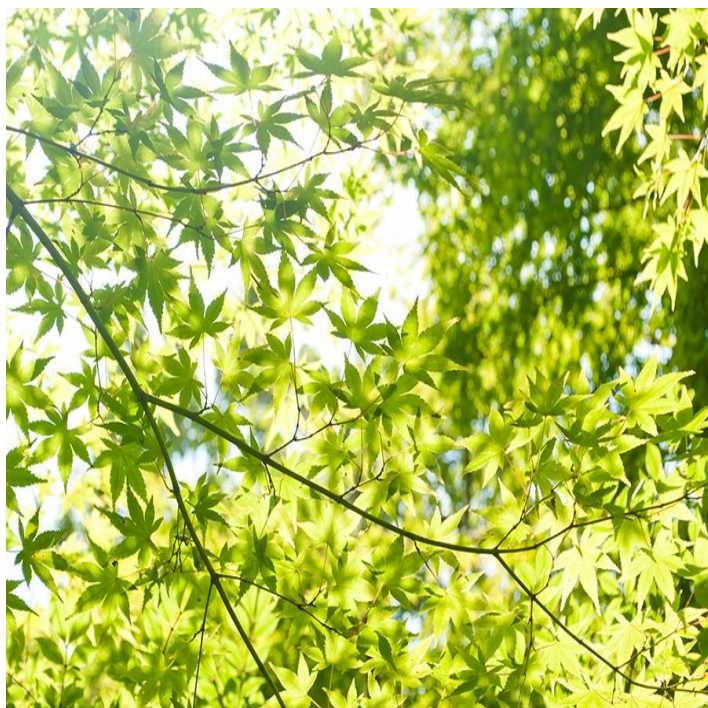


日昌グループ グリーン調達基準



2025年7月1日 改定（第14版）

日昌株式会社

目次

1. 環境方針	3
2. グリーン調達の実施と適用範囲	3
3. 用語の定義	4
4. 購買先様へのお願い事項	5
5. 問い合わせ先	6
6. 改訂履歴	7

1. 環境方針

<基本理念>

日昌株式会社は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題のひとつであることを認識し、企業としての社会的責任を果たすため、商品とサービスを提供するあらゆる活動面で、環境の保全に配慮し、循環型社会の実現に寄与していきます。

<スローガン>

地球環境の保全に配慮し、企業としての社会的責任を果たす為の
商品とサービスの提供

1. 環境マネジメントシステムによる環境パフォーマンスの継続的改善と汚染の予防に取り組みます。
2. 法的要求事項及び、当社が同意したその他要求事項を順守します。
3. 省資源、省エネルギー、再資源化、廃棄物の減量、環境負荷物質の抑制に取り組みます。
また、三新活動（新製品、新用途、新需要を開拓する活動）を通し、環境配慮型商品の調達や情報収集を行い、タイムリーな提案活動を行います。
4. 事業の指標を以下の通りとします。
 - ・産業廃棄物の削減
 - ・停滞在庫の削減

2023 年 6 月 9 日
代表取締役社長
小林 生貴

2. グリーン調達の目的と適用範囲

目 的

日昌グループは、ESG を経営の中心に置き、事業活動における環境負荷の最小化を図るとともに、顧客からの要求事項を順守した製品をお届けする為に、環境負荷物質が少なく「生物多様性」への影響の低減に配慮された製品・材料・資材（原材料から生産設備まで）の購入を積極的に行います。さらに、製品環境品質に対しても積極的に取り組み、「責任ある鉱物調達調査」へのご対応いただける購買先様からの調達を推進いたします。これにより、企業としての社会的責任を果たして参ります。ESG を経営に取り入れることで、持続可能なビジネスを推進し、社会との共通の価値を実践してまいります。

適用範囲

この基準は、日昌グループにおけるすべての製品・材料・資材の調達及び調査に適用いたします。

3. 用語の定義

・顧客要求事項

顧客が独自に制定する、グリーン調達基準・ガイドライン・ガイダンス等。

・環境における 4M 変更

顧客へお届けする製品の、材料<Material>、製造方法<Method>、製造工場、(機械)<Machine>、品質・環境責任者<Man>に変更を生じる場合速やかに申し出を行い、顧客の 4M 変更の規定又は弊社規定に沿った内容書式で届出を行い、承認いただくまで変更はできないものとする。

・分析データ

第三者機関で測定された RoHS 禁止物質、ハロゲン等の分析データで、完全溶解した分析フローチャートの記載された物を指す。

※提出いただいたデータは基本的に 4M 変更が生じない限り有効としますが、顧客要求により不変更証明、データの更新をお願いする場合があります。その際にはご対応をお願いします。

・環境事故

納入する製品に顧客の禁止或いは制限された物質が混入、誤用、異品納入された又は、顧客の禁止する用途に使用された等、顧客要求に反した場合を指す。

※環境事故は顧客へ大きな迷惑をかけるにとどまらず、会社の信用の失墜、制裁が科せられ会社の浮沈にかかわる大問題です。

発生させないことが第一ですが、発生した場合、弊社への連絡、及び貴社の経営者、経営層、関連部署への報告をお願いします。

・生物多様性

ある生物群系、生態系、または地球上に多様な生物が存在している状態、および進化の過程で多様な遺伝子プールが過去から未来へと受け継がれている状態を指す概念。生物学的多様性 (biological diversity) とも言われる。

・責任ある鉱物調達調査

2010 年にアメリカで成立したコンゴ民主共和国とその周辺諸国で採掘された 錫、タンタル、タングステン、金の 4 種鉱物を使用している場合、アメリカ証券取引所に報告を義務とする法律であったが、現在では世界的に広がりを見せ、世界中の紛争地帯と鉱物の種類を問わず採掘にまつわる深刻な人権侵害<奴隷労働・児童労働>等をなくすための調査に変わってきている。

4. 購買先様へのお願い事項

4.1 購買先様の製品環境品質への取り組みのお願い

日昌グループは環境に配慮した製品・材料・資材を購入するため、購買先様には「日昌グループグリーン調達基準」で定める環境品質基準を順守して頂きますようお願いいたします。

つきましては 新規にお取引を始める際は「日昌グループグリーン調達基準」を提示しますので、「日昌グループグリーン調達基準」合意書をご提出下さいますようお願いいたします。

なお、必要に応じて環境品質監査にて購買先様の環境品質管理状況を確認させていただく場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。

4.2 製品含有化学物質管理への協力のお願い

購買先様におかれましては、自社の製品及び製品に影響を与える工程材や副資材に含有する化学物質を確実に把握する仕組みの構築をお願いいたします。

なお、以下に記載します書類などの提出をお願いした場合には提出にご協力をお願いします。

また、顧客の要求により適宜お願いすることもあります。その際はご対応をお願いします。

【ご提出いただく文書類】

- ・ SDS（安全データシート、化学物質／混合物は GHS 対応 SDS でお願いします）
- ・ RoHS 指令禁止物質の分析データ
- ・ EF-16 納入製品の含有禁止化学物質に関する不使用保証書
- ・ EF-17 納入製品の含有化学物質成分表
- ・ chemSHERPA AI 成形品（もしくは chemSHERPA CI 化学品）
- ・ IMDS 又は IMDS 成分表、JAPIA シート

【必要に応じご提出いただく文書類】

- ・ ハロゲン等分析データ
- ・ 顧客指定の様式
- ・ 鉱物調査帳票

4.3 サプライチェーン管理のお願い

サプライチェーンにおいても、「日昌グループグリーン調達基準」に規定する製品環境品質管理の仕組みの構築及び維持管理をお願いします。

- ・ 教育訓練：最新の法令、顧客要求事項を関連部署、関連人員へ実施し記録をお願いします。
- ・ 情報伝達：購買先、委託先へ顧客要求事項を伝達し、順守していただくようお願いします。
- ・ 内部監査：年一回以上実施していただき、環境品質保証体制の維持管理状況を確認願います。
- ・ 確認した内容は経営者に報告し、指示を仰いでください（マネジメントレビュー）。
- ・ 変更管理：変更が生ずる場合、必ず日昌に申請していただき、顧客の承認後に変更するようお願いいたします。尚、変更に関する顧客要求がある場合はそちらを優先してください。
- ・ 運用管理：受入から出荷までの材料・設備を含めた工程管理を行っていただき、製品のトレーサビリティが取れるよう、管理をお願いします。

- ・ 是正予防：不適合が発生した場合
 - ① 不適合品を隔離し、適切に処置をお願いします。
 - ② 既に出荷・納品された恐れのある場合、直ちにご報告願います。
 - ③ 再発防止のため原因を特定、仕組みの不備の特定をお願いします。
 - ④ 不適合発生防止のため、予防措置を講じてください。
 - ・ 文書管理：製品含有化学物質に関する文書は以下管理をお願いします。
 - ① 必要とする部署に最新版を周知してください。
 - ② 運用記録を保管してください。
 - ③ 環境に関するデータ等は文書作成及び記録入手から 10 年又は法規制で定めた期間のいずれか長い期日まで保管をお願いします。
- *弊社より、監査チェックシート等で確認をさせていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

4.4 顧客要求事項順守のお願い

日昌グループグリーン調達基準と合わせ、顧客グリーン調達基準など要求事項を個別にお願いすることがございます。

その際は顧客要求事項を優先して順守頂きますようお願いいたします。

4.5 法令の順守のお願い

日本国内での対応と同様に海外でお取引いただく際には、当該国の法律の順守をお願いします。

4.6 地球環境保全の取組みへのお願い

「日昌グループグリーン調達基準」の順守および二酸化炭素の排出削減活動などを推進し、地球環境保全に十分配慮した生産体制の構築をお願いします。

5. 問い合わせ先

日昌株式会社 品質保証部 化学物質管理グループ
〒141-0031
東京都品川区西五反田 7-10-4 ルーセントスクエア五反田 8F
TEL : 03-5434-6401

6. 改定履歴

改定日	改定版	内容
2006/04/27	制定	—
2006/10/16	改定(第1版)	・添付資料に「禁止物質代替・削減計画書B-5」を追加 ・調査対象化学物質に「化審法 第1種監視化学物質 類似物質」を追加
2008/05/01	改定(第2版)	・日昌「環境方針」の変更 ・含有禁止・含有規制に4物質を追加 ・酸化ベリリウム、ポリ塩化ビニル(PVC)、パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)、ホルムアルデヒド ・「化学物質調査シート」を設け、その中に ＜組成、成分表＞追加 ・添付資料の(環境負荷化学物質 不含有証明書)(使用材料調査成分表)(代替品提案、削減計画書)の廃止 ・新規材料・製品の採用時に必ず「化学物質調査シート」を入手する
2009/09/01	改定(第3版)	・グリーン調達基準内の調査対象化学物質レベルA・レベルB・レベルC規制物質群の一覧表を削除し、添付資料「化学物質調査シート(A-3)」へ移す ・添付資料「環境負荷化学物質調査・提出の合意書」を「日昌グループ グリーン調達基準」合意書へ名称変更する
2010/04/01	改定(第4版)	・日昌「環境方針」の削除 ・「化学物質調査シート」内、＜組成、成分表＞の削除
2010/12/01	改定(第5版)	・グリーン調達基準内の4. 補足事項②の「JAMP AIS 様式もしくはJAMP MSDSplus様式について」の含有全成分の要求内容を除く ・グリーン調達基準内の4. 補足事項に⑧「二次取引先管理について」を追加 ・添付資料「化学物質調査シート」(A-3)の改訂
2012/10/18	改定(第6版)	① 環境方針の改定に伴い→環境方針を追記 ② 購買先様へのお願い事項に、3.3サプライチェーン管理についてのお願い、3.4地球環境保全の取り組みへのお願いを追加 ③ 補足事項に、⑨運用について ⑩日昌グループ会社一覧を追加しました
2015/06/01	改定(第7版)	現状に合わせ全面的に改定
2016/05/18	訂正(第7版)	JQA 指摘事項の是正にて文書番号付与。内容変更ない為、訂正(第7版)とし購買先へは配付しない

改定日	改定版	内容
2016/09/01	改定(第8版)	ISO14001:2015 年度版対応により 環境方針の見直しに伴い改定
2017/09/01	改定(第9版)	組織変更、使用する含有化学物質伝達ツールの変更に伴い改訂
2018/04/01	改定(第10版)	組織変更に伴い改訂
2019/04/01	改定(第11版)	2. グリーン調達目的と適用範囲 目的と 3. 用語の定義 に「生物多様性」「責任ある鉱物調査」を追記 ・日東電工グループグリーン調達基準書改定第6版に基づく改定
2023/09/22	改定(第12版)	経営者交替による見直し 組織変更に伴い部署名変更 2. 目的を改定 4. 2 自動車関連、鉱物調査帳票を追記
2025/04/15	改定(第13版)	組織変更に伴い部署名変更
2025/07/01	改定(第14版)	日東電工グループ 化学物質管理基本規程との整合を図るために見直し